

香川県情報誌「さぬき野」広告事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県（以下「県」という。）が発行する香川県情報誌「さぬき野」（以下「情報誌」という。）における広告事業（以下「事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要領において使用する用語の意義は、香川県広告事業実施要綱（平成17年10月26日政策部長通知。以下「要綱」という。）及び香川県広告事業実施基準（平成17年10月26日政策部長通知。以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告の対象範囲等)

第3条 情報誌に広告を表示することができる範囲は、要綱及び基準の規定による。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、表示位置等広告表示に関する事項は、別に定める。

(事業の実施期間)

第5条 事業の対象とする情報誌は1年分以内とし、別に定める。

(募集)

第6条 事業において広告を表示できる者（以下「広告取扱業者」という。）は、広告代理店とし、競争入札により選定する。

2 前条のほか前項の選定に関し必要となる事項は、募集要項で定める。

(契約の締結)

第7条 前条により決定された広告取扱業者は、香川県情報誌「さぬき野」広告事業に関する契約（以下「契約」という）を締結するものとする。

(広告表示の申込み等)

第8条 広告主は、広告取扱業者に対し広告表示の申込み等を行うものとする。

(広告表示の優先順位)

第9条 広告取扱業者は、前条の規定により申込みがあった場合は、第2条及び第3条の規定に基づき審査を行うとともに、表示する広告の選定にあたっては、情報誌の性格上、広域性、公共性の高いものを優先するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、広告主又は広告取扱業者が第2条及び第3条の規定に基づき作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担するものとする。

3 広告取扱業者は、広告原稿を、別に定めるところに従い、県に提出するものとする。

4 県は、前項の規定により提出された広告原稿の内容等が第3条及び第4条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを表示するものとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第11条 県は、広告の内容等が第3条又は第4条の規定に反すると判断したときは、広告取扱事業者に対して広告の内容等の修正等を指示することができる。

2 広告取扱業者は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告取扱業者の責務)

第12条 広告取扱業者は、広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、知事公室長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月19日から施行する。